

令和 7 年 2 月議会

議案説明資料

目 次

1. 議案第1号	令和6年度福岡市一般会計補正予算案(第5号)	...	1 頁
2. 議案第19号	福岡市公民館条例の一部を改正する条例案	...	5 頁
3. 議案第20号	町の区域並びに字の区域及び名称の変更について	...	7 頁
4. 議案第21号	住居表示の実施について	...	7 頁

市 民 局

1. 議案第1号

令和6年度福岡市一般会計 補正予算案 (第5号) 〈市民局所管分〉

〔歳入〕

予算案 説明書 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
5	19 国庫支出金	2 国庫補助金	1 総務費 国庫補助金	千円 2,515,282	千円 △680,058	千円 1,835,224
11	21 財産収入	2 財産売却収入	1 不動産 売却収入	429,071	△428,571	500
13	26 市債	1 市債	1 総務債	4,531,000	△54,000	4,477,000
歳入計				7,475,353	△1,162,629	6,312,724

〔歳出〕

予算案 説明書 ページ	款	項	目	補正前の額	補 正 額	計
16 ～ 17	2 総 務 費	1 総 務 管 理 費	19 コ ミ ュ ニ テ ィ 振 興 費	千円 7,859,692	千円 △70,000	千円 7,789,692
18 ～ 19		3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	1 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	5,575,280	△680,058	4,895,222
歳 出 計				13,434,972	△750,058	12,684,914

節		説 明
区 分	金 額	
10 番号制度関係補助金	千円 △680,058	戸籍法改正に係る事務経費に充当する補助金の減額
1 土地建物売払収入	△428,571	公民館建設事業の土地売払収入の減額 (旧室見公民館)
2 社会教育施設整備債	△54,000	社会教育施設整備事業に充当する起債の減額

節		説 明	
区 分	金 額	区 分	金 額
14 工事請負費	千円 △70,000		千円
			公民館等経費の減額 △ 70,000 千円 ア 館舎維持改良費 △ 70,000 千円 (公民館施設改良工事の契約落差による減) イ 公民館建設費 - 千円 [関連歳入 (21) 財産収入 △ 428,571 千円 土地建物売払収入 (26) 市債 △ 54,000 千円 社会教育施設整備債]
12 委 託 料	△680,058		戸籍、住民基本台帳等事務経費の減額 △ 680,058 千円 [戸籍法改正に係る国方針の変更に伴う事 務経費の減] [関連歳入 (19) 国庫支出金 △ 680,058 千円 番号制度関係補助金]

〔繰越明許費〕

予算案 説明書 ページ	款	項	目	事 業 名
106 ～ 107 106 ～ 107 108 ～ 109 108 ～ 109	2 総 務 費	1 総 務 管 理 費	19 コ ミ ュ ニ テ ィ 振 興 費	公 民 館 建 設 費
				市 民 セ ン タ ー 施 設 整 備 費
			20 区 政 推 進 費	区 役 所 庁 舎 等 経 費
		3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	1 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	戸 籍 、 住 民 基 本 台 帳 等 事 務 経 費
繰 越 計				

関係予算額	繰越額	繰越事由
千円 553,026	千円 75,600	関係者との協議等により、年度内に完了しないため。 〔 照葉北公民館新築工事において、請負事業者の請求見送りによる工事費の繰越 〕
917,911	48,369	関係者との協議等により、年度内に完了しないため。 〔 旧東市民センター解体工事において、請負事業者の請求見送りによる工事費の繰越 〕
3,003,137	323,403	工期の都合等により、年度内に完了しないため。 〔 中央区役所・交通局合同庁舎空調設備更新工事に係る工事費の繰越等 〕
2,278,171	485,695	事業実施期間の都合により、年度内に完了しないため。 〔 戸籍法改正に伴う氏名の振り仮名届け出受付等業務に係る費用の繰越 〕
6,752,245	933,067	

2. 議案第 19 号 福岡市公民館条例の一部を改正する条例案

議案番号	第 19 号
名 称	福岡市公民館条例の一部を改正する条例案
理 由	住民の生活文化の振興及び社会福祉の増進に寄与するため、照葉はばたき地区に公民館を新設する必要があるため。
施行期日	教育委員会規則で定める日

福岡市公民館条例の一部を改正する条例案新旧対照表

福岡市公民館条例（昭和 39 年福岡市条例第 91 号）

※下線部分が改正部分

現 行		改正案	
本則（略） 附則（略）		本則（略） 附則（略）	
別表第 1		別表第 1	
名	位 置	名	位 置
中略		中略	
福岡市西都北公民館	福岡市西区北原二丁目	福岡市西都北公民館	福岡市西区北原二丁目
		<u>福岡市照葉はばたき 公民館</u>	<u>福岡市東区香椎照葉 六丁目</u>
別表第 2（略）		別表第 2（略）	

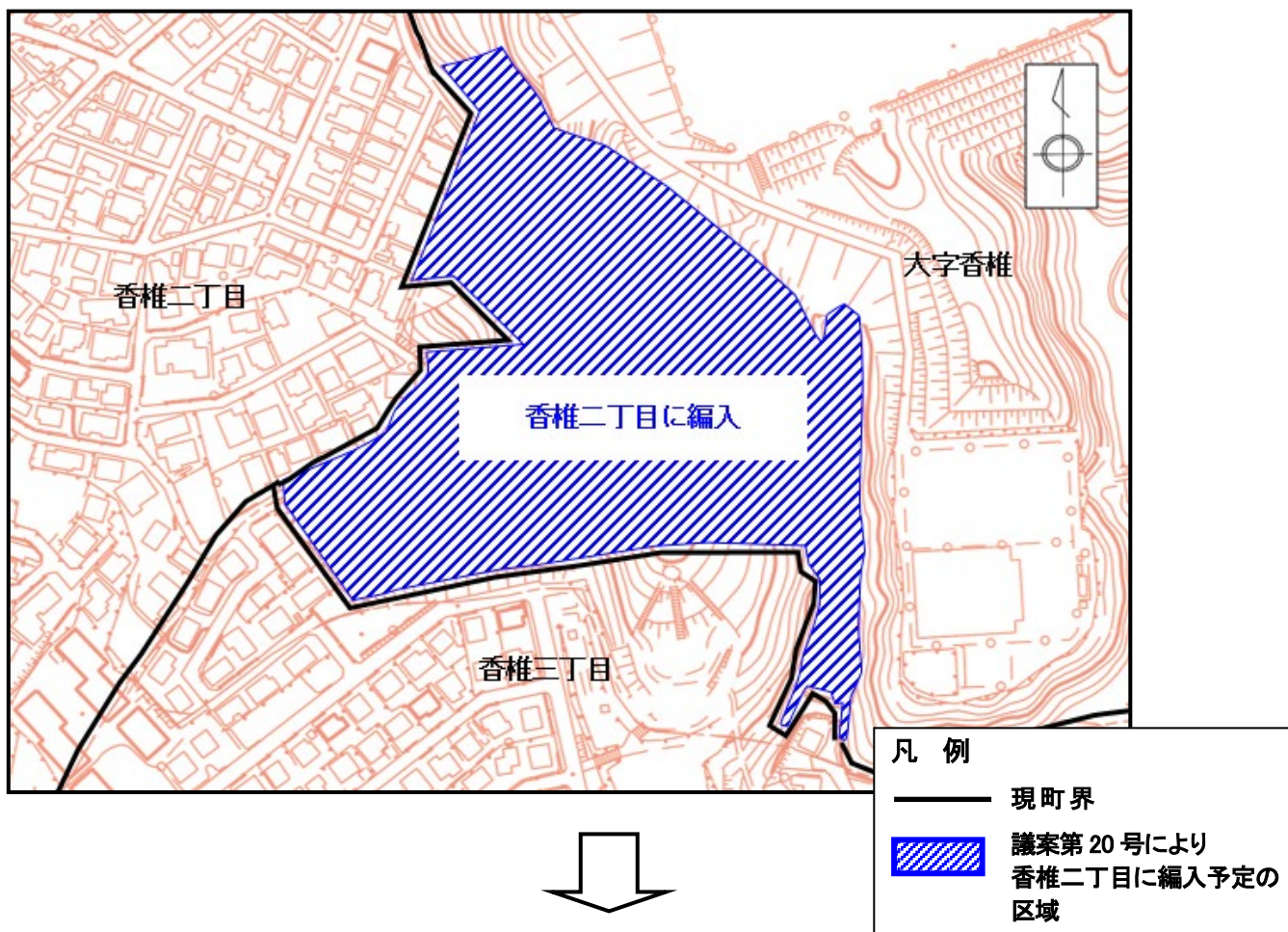
3. 議案第 20 号 町の区域並びに字の区域及び名称の変更について

議案番号	第 20 号
名 称	町の区域並びに字の区域及び名称の変更について
理 由	住居表示に関する法律に基づき、東区香椎地区について住居表示を実施するため、当該地区の町界町名の整理をするもの。
根拠法令	地方自治法 第 260 条 第 1 項
内 容	町の区域並びに字の区域及び名称を次のように変更する。 別図 1  の区域及び名称を別図 2 のように変更する。

4. 議案第 21 号 住居表示の実施について

議案番号	第 21 号
名 称	住居表示の実施について
理 由	東区香椎地区について住居表示を実施するため。
根拠法令	住居表示に関する法律 第 3 条 第 1 項
内 容	住居表示に関する法律第 3 条第 1 項の規定による住居表示を実施すべき市街地の区域を別図 2  のとおり定め、当該区域における住居表示の方法は、街区方式によるものとする。

別図 1 (香椎地区現況)



別図 2 (香椎地区変更後)

